

新最終処分場建設工事 実施方針 に関する質問、意見書 回答

平成29年9月22日

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	実施方針	2	第2	5						本施設の概要	今回計画では処分場方式がクローズド方式であるため、浸出水処理施設には脱塩設備が付帯されると思います。貴組合では浸出水処理施設から発生する乾燥塩については100%リサイクルをお考えでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
2	実施方針	2	第2	5						本施設の概要	乾燥塩を廃棄物として場外処分する場合、乾燥塩は「一般廃棄物」に該当するとの認識であり、処分先においては廃掃法第七条第6項の乾燥塩を含む「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。また、県外へ搬出処分する場合は、乾燥塩が越果することによる事前協議や廃掃法第七条第1項の収集又は運搬に係る積卸し区域別の許可が必要になります。従って、乾燥塩は有価物として施設外に搬出する、即ち100%リサイクルすることが合理的であると考えております。	No.1をご参照ください。
3	実施方針	3	第2	7	1)					建設工事請負契約	貴組合では、埋立処分場と浸出水処理施設の建設工事を一括で発注されるご予定と解釈しますが、特に浸出水処理施設には特殊な脱塩設備が付帯されており、稼働に関しても品質保持の観点から非常に繊細な設備であると理解しております。従って、施設稼働後は施工業者と維持管理者の連携が重要となること、且つ脱塩設備に係る責任分界点を明確にするため、埋立処分場と浸出水処理施設は分離で発注されることをご提案致します。	ご意見の趣旨は理解致しましたが、一般的には「埋立地」と「浸出水処理施設」とは一体的な施設です。したがって「一括発注」を予定しています。詳細は入札説明書等で明確に致します。
4	実施方針	3	第2	9	1)	①				事業者が行う業務	本施設の設計に関する業務は「浸出水処理施設」の設計と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	実施方針	5	第3	1						選定基準	予定価格の公表・非公表及び時期について、ご教授ください。	入札説明書等で明確に致します。
6	実施方針	5	第3	1						選定基準	最低制限価格又は調査基準価格の設定について、ご教授ください。	入札説明書等で明確に致します。
7	実施方針	6	第4	2	1)					募集及び選定スケジュール	入札書の提出時期は、提案書類の受付時期と同一と考えてよろしいでしょうか。それとも提案書類の提出後に改めて入札書を提出するのでしょうか。	「同一受付時期」とお考え下さい。詳細は入札説明書等で明確に致します。
8	実施方針	9	第4	3	1)	①				応募者の構成	水処理施設の設計・建設を行う企業が代表企業の下請けとして参画しグループを構成する事は認められますか。	ご理解の通りです。
9	実施方針	9	第4	3	1)	④				応募者の構成等	埋立地等の建設、浸出水処理施設の設計・建設及び浸出水処理施設の建築物等の設計を行うものの内1者が、組合管内に本社又は本店、支店がある企業が含まれることと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	実施方針	9	第4	3	1)	④				応募者の構成等	「構成員のうち、少なくとも1者は組合管内に本社又は本店、支店（支社、営業所、事業所等の本社・本店の出先機関を含む）がある企業が含まれるものとする」とありますが、組合管内の企業については、業種や経審の総合評定値等、記載されている以外の要件は無いものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	実施方針	9	第4	3						参加資格要件	ごみ処理施設（焼却炉）工事にエントリーしている業者（JVの代表者及び構成員）が本工事の入札に参加することは可能でしょうか。また、ごみ処理施設（焼却炉）工事の落札者（JVの代表者及び構成員）が本工事の入札に参加することは可能となった場合は可能でしょうか。	ご理解の通りです。
12	実施方針	11	第4	3	2)	②	ア	(イ)		応募者の参加資格要件	最終処分場の場合、総合評定値は土木一式とありますが、ご教授ください。	埋立地等施設(地下ピット含む)は、建築物として設計しています。したがって、工事は建築基準にて実施することとなります。そのため、総合評定値は建築一式としています。
13	実施方針	11	第4	3	2)	②	ア	(エ)		応募者の参加資格要件	その場合、専任で配置する技術者の監理技術者資格者証については「土木工事」と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等で明確に致します。
14	実施方針	11	第4	3	2)	②	ア	(オ)		応募者の参加資格要件	実績証明として、CORINSでの証明は可能でしょうか。	可能です。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
15	実施方針	11	第4	3	2)	②	イ	(ウ)		本施設の浸出水処理施設 の設計・建設を行う者の 要件	「(ウ) 建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者1名を本工事に専任で配置できること。」とあります。 ここでの専任の配置とは、浸出水処理施設の水処理プラント工事期間の現場常駐であり、設計期間及び建築工事期間中の現場常駐は不要との理解でよろしいでしょうか。	浸出水処理施設工事期間(設計期間は除く)は現場常駐とします。
16	実施方針	11	第4	3	2)	②	イ			本施設の浸出水処理施設 の設計・建設を行う者の 要件	「浸出水処理施設の設計・建設を行う企業(当該業務を複数企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1者)は、次の要件を満たす企業であること。」とありますが、1者で(ア)～(エ)の全てを満たす必要がありますか。(アの埋立地建設業務には「全て」とありますが、浸出水にはありません)	ご理解の通り「全て」を満たす必要があります。 一つ下の「ウ」も同様です。
17	実施方針	11	第4	3	2)	②	ウ			清掃施設工事に係る監理 技術者の専任配置	配置する専任者は工事現場への常駐義務はないと考えてよろしいでしょうか。	No.15をご参照ください。
18	実施方針添付資料-2		(2)							リスク分担(案)	住民対応リスク(2)は事業者となっておりますが、本工書の着手(乗り込み)は、スムーズに行えるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	実施方針添付資料-2		(14)							リスク分担(案)	「天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用」とあるが、一定額以内の増加費用とは、どれくらいでしょうか。	社会通念上の「合理的範囲内」とお考え下さい。
20	事業提案審査										今回の入札は設計・建設であり、運転維持管理は含まれておりません。最終処分場は長期にわたり運転をしていくものであり、今後の事業提案においては、ランニングコストの低減や早期安定化などについても評価の対象としていただけると、応募者側もよりよいご提案ができるものと思います。よろしくお願いたします。	入札説明書等で明確に致します。